



第160期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日(木曜日) 午前10時

開催場所

石川県加賀市小菅波町一丁目130
クロスガーデン加賀 4階ホール

インターネットまたは書面による議決権行使期限
2024年6月26日(水曜日) 午後5時30分まで

決議事項

- ・第1号議案 剰余金の処分の件
- ・第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件
- ・第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- ・第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定および継続の件

会場変更のお知らせ

本年は、当社株主総会の会場を「クロスガーデン加賀 4階ホール」に変更しております。

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新家工業株式会社

証券コード7305

証券コード7305
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年6月1日)

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目12番12号

新家工業株式会社

取締役社長 市 川 圭 司

第160期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第160期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第160期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.araya-kk.co.jp/investor/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「新家工業」または「コード」に当社証券コード「7305」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を事前に行使することができますのでお手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁のご案内にしたがって2024年6月26日(水)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市小菅波町一丁目130 クロスガーデン加賀 4階ホール
3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第160期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに
会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第160期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定および継続の件

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（9頁から32頁まで）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

会場 クロスガーデン加賀 4階ホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

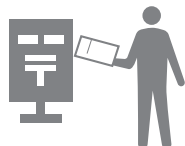
2. インターネットで議決権をご行使される場合



インターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

3. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項書面を兼ねております。なお、法令および定款規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針
- ・連結注記表、個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

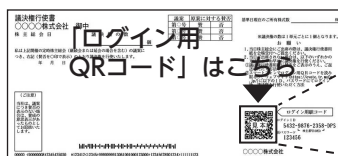
議決権行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

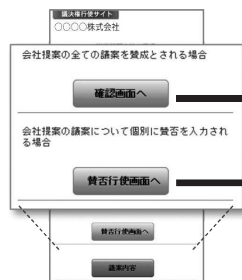


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



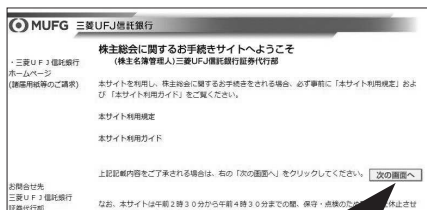
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。



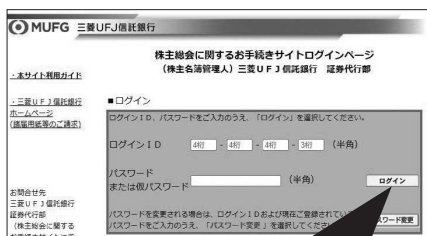
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の 副票（右側）に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内にしたがって賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォン等とで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

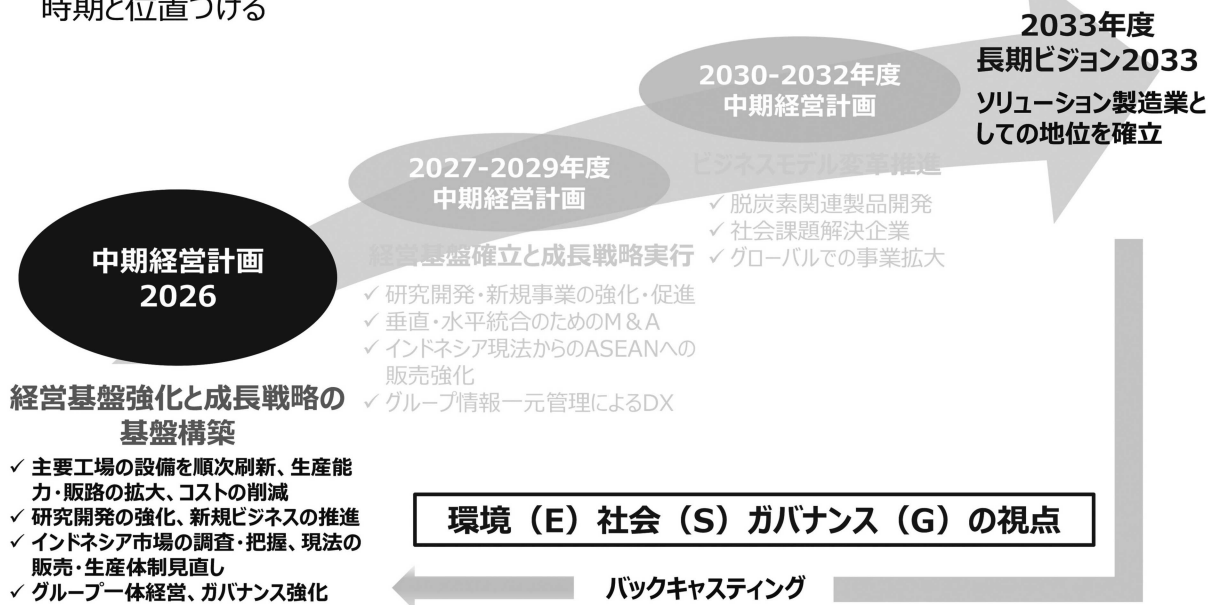


0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

中期経営計画2026の位置づけ

- 中期経営計画2026は長期ビジョン2033にて掲げる『ソリューション製造業としての地位を確立』に向けた経営基盤強化と成長戦略の基盤を構築する時期と位置づける



中期経営計画2026の基本方針

基本方針 経営基盤強化と成長戦略の基盤構築

経営基盤強化

(鋼管、ステンレス事業) 営業エリア拡大とグループ連携強化による収益基盤構築
(自転車事業) 新商品投入とコスト削減による黒字転換
(工場刷新) 将来の工場ごとのコンセプトや方向性を明確化
(不動産) 不動産専門部署新設、賃貸用不動産の収益性、資産効率改善
(DX) グループ情報一元化のためのDXロードマップ策定

成長戦略の 基盤構築

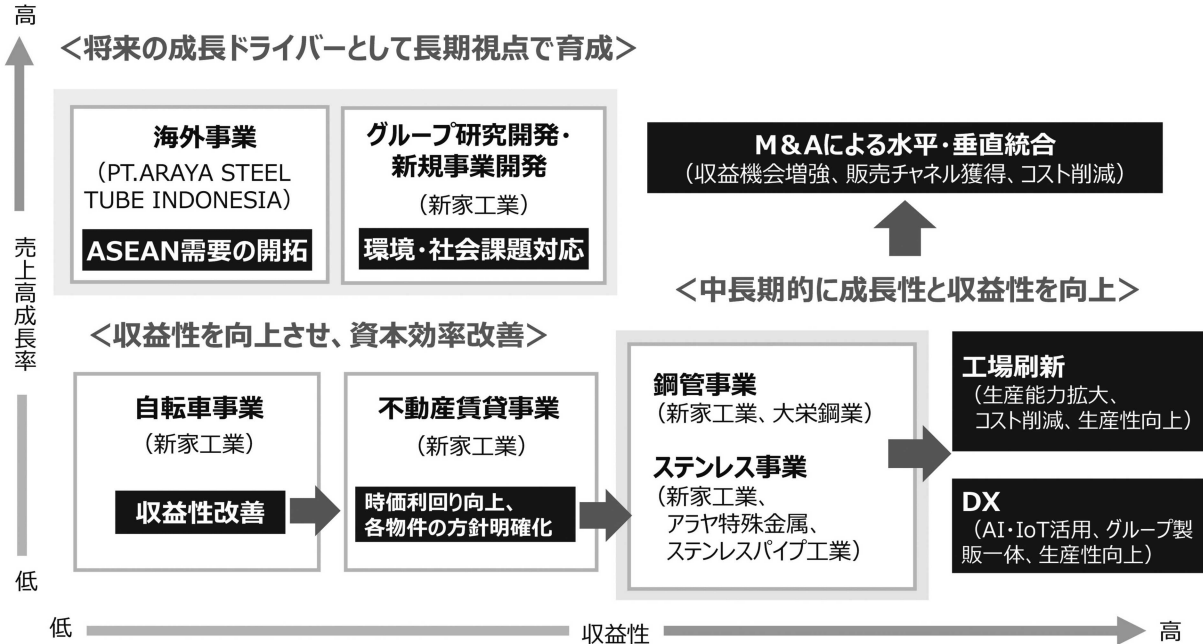
(鋼管、ステンレス事業) 新たな技術・販路獲得に向けたM & Aの情報収集・検討
(海外戦略) インドネシア現地法人を起点としたASEAN市場開拓
(研究開発) グループ研究開発部門新設、取引先、大学、研究機関との連携

サステナビリティ (ESG)

(マテリアリティ) マテリアリティとKPIの設定
(E : 環境) 二酸化炭素排出量の削減
(S : 社会) 人的資本経営の推進、安全衛生管理の徹底
(G : ガバナンス) グループ経営体制の強化

事業ポートフォリオの方針

- 今後は成長性と収益性の2軸で事業ポートフォリオを管理し、全社視点で経営資源を最適化



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、中長期的な企業価値の向上に向けた戦略的投資や財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続と業績に応じた適正な利益配分を行う当社の基本方針に基づき、当期の業績状況等や連結配当性向の目標を勘案いたしまして、下記のとおり1株につき 155 円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当を見送りましたので、当期の年間配当金は、1株につき 155 円となります。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 155 円、総額 865,462,495 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性を確保するとともに、経営陣強化のため、取締役2名（うち1名は社外取締役）を増員することとし、取締役（監査等委員であるものを除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者は、当社の「取締役の選解任に関する規程」に基づき、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会の答申を受け、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者について審議した結果、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1	いち かわ けい じ 市 川 圭 司 再任	代表取締役社長	100 % (16回中16回)
2	はま だ てつ ひろ 浜 田 哲 洋 再任	代表取締役専務 管理本部長 兼 管理本部 総務部長	100 % (16回中16回)
3	まつ お まさ や 松 尾 政 哉 再任	取締役 営業本部 鋼管営業部長（東日本駐在）	100 % (16回中16回)
4	かな い ひで と 金 井 秀 人 再任	取締役 営業本部長 兼 営業本部 資材部長 兼 営業本部 輪界営業部長 兼 海外事業部長	100 % (13回中13回)
5	えびす い のり あき 胡 居 典 明 新任	執行役員 経営企画部長 兼 管理本部 財務部長	-
6	おお つき はじめ 大 槻 一 新任	執行役員 製造本部長 兼 製造本部 山中工場長	-

候補者 番 号	氏 名	当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
7	やま なか たく ろう 山 中 拓 郎 再任 社外 独立	取締役（社外）	100 % (16回中16回)
8	とり き ち づる 鳥 木 千 鶴 新任 女性 社外 独立	-	-

- (注) 1. 金井秀人氏の取締役会への出席状況は、2023年6月27日以降の同氏が取締役に就任した後に開催された取締役会への出席状況であります。
2. 当社は、取締役の職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、各候補者の任期途中である2025年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

いち かわ

市川

けい じ

圭司

(1968年7月13日生)

再任

所有する当社の株式数 4,800株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社
2018年 6 月 当社取締役 製造本部 関西工場管理部長
2019年 8 月 当社取締役 製造本部 千葉工場長
2020年 6 月 当社取締役 製造本部 関西工場長
兼 製造本部 関西工場管理部長 兼 製造本部 関西工場製造部長
2021年 2 月 当社取締役 製造本部 関西工場長
兼 製造本部 山中工場長 兼 製造本部 関西工場管理部長
2021年 8 月 当社取締役 製造本部 関西工場長
兼 製造本部 山中工場長
2022年 6 月 当社取締役 製造本部 千葉工場長
2023年 6 月 当社取締役 製造本部長
兼 品質管理統括 兼 製造本部 千葉工場長 兼 安全衛生推進部長
2023年11月 当社取締役 製造本部長
兼 品質管理統括 兼 安全衛生推進部長
2024年 4 月 当社代表取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

市川圭司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門および製造部門における豊富な経験と知識を有し、経営トップとして卓越した手腕を発揮し、代表取締役社長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者としたしました。

(注) 市川圭司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

はま だ

浜田

てつ ひろ

哲洋

(1960年1月20日生)

再任

所有する当社の株式数 5,100株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 株式会社北國銀行入行
2007年 7 月 同行武蔵ヶ辻支店長
2009年 4 月 同行名古屋支店長
2013年 1 月 当社入社
アラヤ特殊金属株式会社取締役 管理本部長
兼 総務部長 兼 審査部長 兼 情報システム部長
2016年 5 月 アラヤ特殊金属株式会社取締役 管理本部長
兼 総務部長 兼 経理部長 兼 審査部長 兼 情報システム部長
2017年 5 月 当社管理本部 総務部長
2017年 6 月 当社取締役 管理本部 総務部長
2019年 4 月 当社取締役 管理本部長
兼 管理本部 総務部長
2020年 6 月 当社常務取締役 管理本部長
兼 管理本部 総務部長
2023年 6 月 当社代表取締役常務 管理本部長
兼 管理本部 総務部長
2024年 4 月 当社代表取締役専務 管理本部長
兼 管理本部 総務部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

浜田哲洋氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門における豊富な経験と知識を有し、管理部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者としたしました。

(注) 浜田哲洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

まつ お

松尾

まさ や

政哉

(1968年12月14日生)

再任

所有する当社の株式数 4,600株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4 月 当社入社

2009年 4 月 当社鋼管営業部東京営業所長

2018年 6 月 当社取締役 営業本部 鋼管営業統括部長

兼 営業本部 鋼管営業統括部 東京営業所長

PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌

2019年 4 月 当社取締役 営業本部長

兼 営業本部 鋼管営業部長 兼 海外事業部長

兼 営業本部 鋼管営業部 東京営業所長

PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌

2020年 6 月 当社常務取締役 営業本部長

兼 営業本部 鋼管営業部長 兼 海外事業部長

2022年 6 月 当社常務取締役 営業本部長

兼 営業本部 鋼管営業部長

2023年 6 月 当社取締役 営業本部 鋼管営業部長

2024年 4 月 当社取締役 営業本部 鋼管営業部長 (東日本駐在)

現在に至る

取締役候補者とした理由

松尾政哉氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、鋼管営業部門および海外事業部門における豊富な経験と知識を有し、鋼管営業部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 松尾政哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

かな

金井

ひで

秀人

(1969年7月20日生)

再任

所有する当社の株式数 2,100株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4 月 当社入社
2013年 6 月 P.T.パブリック アラヤ インドネシア代表取締役社長
2017年 4 月 当社営業本部 資材部長
2018年 6 月 当社営業本部 資材部長
兼 海外事業統括部部長補佐
2019年 4 月 当社営業本部 資材部長
兼 営業本部 鋼管営業部部長補佐 兼 海外事業部部長補佐
2020年 4 月 当社執行役員 営業本部 資材部長
兼 営業本部 鋼管営業部部長補佐 兼 海外事業部部長補佐
2020年 6 月 当社執行役員 営業本部長補佐
兼 営業本部 資材部長 兼 営業本部 輪界営業部長
兼 営業本部 鋼管営業部長補佐 兼 海外事業部長補佐
2022年 6 月 当社執行役員 営業本部 資材部長
兼 営業本部 輪界営業部長 兼 海外事業部長
2023年 6 月 当社 取締役 営業本部長
兼 営業本部 資材部長 兼 営業本部 輪界営業部長 兼 海外事業部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

金井秀人氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、営業部門および海外事業部門における豊富な経験と知識を有し、営業部門および海外事業部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者としたしました。

(注) 金井秀人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

えびす い

のり あき

5

胡居

典明

(1961年4月8日生)

新任

所有する当社の株式数 1,100株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 株式会社太陽神戸銀行入行
(現 株式会社三井住友銀行)
2012年 5 月 株式会社みなと銀行入行
2019年 4 月 当社入社
アラヤ特殊金属株式会社経理部長
2020年 4 月 当社経営企画部長
2021年 4 月 当社執行役員 経営企画部長
2021年 8 月 当社執行役員 経営企画部長
兼 管理本部 財務部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

胡居典明氏は、新任の取締役候補者であり、財務部門および経営企画部門における豊富な経験と知識を有し、財務部門および経営企画部門を管掌する執行役員として、重要な業務執行を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、新たに取締役候補者としたしました。

(注) 胡居典明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

おお つき

はじめ

新任

6 大槻

— (1963年9月25日生)

所有する当社の株式数 300株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社製造本部 関西工場製造部長
2018年 4 月 大栄鋼業株式会社取締役社長
2022年 6 月 当社製造本部 山中工場長
2023年 4 月 当社執行役員 製造本部 山中工場長
2023年 6 月 当社執行役員 製造本部 関西工場長
兼 製造本部 山中工場長 兼 製造本部 関西工場製造部長
2024年 4 月 当社執行役員 製造本部長
兼 製造本部 山中工場長
現在に至る

取締役候補者とした理由

大槻 一氏は、新任の取締役候補者であり、製造部門における豊富な経験と知識を有し、製造部門を管掌する執行役員として、重要な業務執行を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

(注) 大槻 一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

やま なか

たく ろう

7

山中

拓郎

(1962年2月22日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 500株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 三菱地所株式会社入社
2005年 5 月 三菱地所ニューヨーク社執行副社長
2010年 4 月 三菱地所株式会社投資マネジメント事業推進室長
兼 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社取締役
2012年 4 月 チェルシージャパン株式会社代表取締役社長
(現 三菱地所・サイモン株式会社)
2019年 4 月 三菱地所リテールマネジメント株式会社代表取締役社長執行役員
2021年 4 月 三菱地所プロパティマネジメント株式会社代表取締役副社長執行役員
2022年 4 月 同社シニア・エグゼクティブ・アドバイザー
2022年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2023年 4 月 三菱地所リアルエステートサービス株式会社監査役 (現任)
2023年 4 月 三菱地所パークス株式会社監査役 (現任)
2023年 4 月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社
監査役 (現任)
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

山中拓郎氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、他社において役員を歴任する等、豊富な経営経験や幅広い見識を活かし、社外取締役として、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行う等、その役割を果たしてまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上への貢献ならびに社外取締役として独立・公正な立場から経営に対する様々な助言や意見が期待できると判断し、引続き取締役候補者としたしました。

また、同氏が選任された場合は、役員指名委員会および役員報酬委員会の委員として、当社の役員候補者等の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 山中拓郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山中拓郎氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 山中拓郎氏の当社社外取締役（監査等委員であるものを除く。）としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 山中拓郎氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

8

とり き

鳥木

ち づる

千鶴

(1967年4月24日生)

新任

女性

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4 月 朝日放送株式会社入社
(機構改革により現在は朝日放送テレビ株式会社所属)
2011年 4 月 同社課長
2013年11月 同社適性業務サポート部
2015年 6 月 同社コンテンツ戦略部
2018年 6 月 同社ライツマネジメント部
2021年 6 月 同社人事局
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

鳥木千鶴氏は、新任の社外取締役候補者であり、放送業界での活躍および他社の管理部門における豊富な経験ならびに女性活躍に係る幅広い見識を有しております。

なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上への貢献ならびに社外取締役として独立・公正な立場から経営に対する様々な助言や意見が期待できると判断し、新たに取締役候補者としたしました。

また、同氏が選任された場合は、役員指名委員会および役員報酬委員会の委員として、当社の役員候補者等の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 鳥木千鶴氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鳥木千鶴氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は、社外取締役候補者であります同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、社外取締役候補者であります鳥木千鶴氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、各候補者は、当社の「取締役の選解任に関する規程」に基づき、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会の答申を受けるとともに監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位 および担当	取締役会への 出席状況	監査等委員会への 出席状況
1	ほそ の ゆたか 細 野 豊 新任	内部監査室 担当部長	-	-
2	にし お ういちろう 西 尾 宇一郎 再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	100% (16回中16回)	100% (19回中19回)
3	すず き くろ うど 鈴 木 蔵 人 再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	100% (16回中16回)	100% (19回中19回)

(注) 当社は、取締役の職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

なお、各候補者の任期途中である2025年4月1日および2026年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

ほそ の

細野

ゆだか

豊

(1967年12月29日生)

新任

所有する当社の株式数

0株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月 株式会社北國銀行入行

2014年 4 月 同行美川支店長

2016年 4 月 同行本店営業部 部長

2019年 4 月 同行執行役員 大阪支店長

2022年 3 月 株式会社北國フィナンシャルホールディングス執行役員 総合企画部長

兼 株式会社北國銀行執行役員 法人部長

2023年 3 月 株式会社北國銀行常務執行役員 法人部長

2024年 4 月 当社入社 内部監査室 担当部長

現在に至る

取締役候補者とした理由

細野 豊氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であり、他社において執行役員を歴任する等、豊富な経営経験や幅広い見識を有しております。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できるとともに経営の監査・監督機能を適切に果たすことができると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者いたしました。

(注) 細野 豊氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

にし お う いち ろう

2 西尾 宇一郎 (1955年3月7日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 3,200株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 3 月 公認会計士登録
1983年12月 税理士登録
1999年 7 月 監査法人誠和会計事務所代表社員
2001年 7 月 日本公認会計士協会理事
2002年 7 月 監査法人トーマツ代表社員
2005年 4 月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授
2015年 6 月 当社社外取締役
2016年 6 月 ケイミュー株式会社社外監査役（現任）
2016年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年 3 月 ザ・パック株式会社社外取締役（現任）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

西尾宇一郎氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、公認会計士および税理士として培われた財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験による幅広い見識を活かし、社外の監査等委員である取締役として取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしてまいりました。

なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できるとともに社外の監査等委員である取締役として独立・公正な立場から経営の監査・監督機能を適切に果たすことができると判断し、引続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

また、同氏が選任された場合は、役員指名委員会および役員報酬委員会の委員として、当社の役員候補者等の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 西尾宇一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西尾宇一郎氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 西尾宇一郎氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。
4. 西尾宇一郎氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

3

すず き

鈴木

くろ うど

蔵人

(1978年2月20日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 500株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2005年10月 弁護士登録
色川法律事務所入所
2011年11月 学校法人綜芸種智院監事（現任）
2014年1月 色川法律事務所パートナー弁護士
2020年1月 弁護士法人色川法律事務所社員弁護士（現任）
2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

鈴木蔵人氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、弁護士として培われた高度な法律知識と企業統治に対する幅広い見識を活かし、社外の監査等委員である取締役として取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしてまいりました。

なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できるとともに社外の監査等委員である取締役として独立・公正な立場から経営の監査・監督機能を適切に果たすことができる と判断し、引続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

また、同氏が選任された場合は、役員指名委員会および役員報酬委員会の委員として、当社の役員候補者等の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 鈴木蔵人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木蔵人氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 鈴木蔵人氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 鈴木蔵人氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

<ご参考：取締役のスキルについて（本総会において各候補者が選任された場合）>

	氏 名		企業経営 経営戦略	営業・販売	製造・技術	財務・会計 資本政策	人事・ 人材開発	法務・ リスク管理	他業種知見
取 締 役	市 川 圭 司		●		●	●	●		
	浜 田 哲 洋		●			●	●	●	
	松 尾 政 哉		●	●					
	金 井 秀 人		●	●					
	胡 居 典 明		●			●			
	大 槻 一		●		●				
	山 中 拓 郎	(社外)	●						●
	鳥 木 千 鶴	(社外)					●		●
監 査 等 委 員	細 野 豊		●			●			
	西 尾 宇一郎	(社外)				●			●
	鈴 木 蔵 人	(社外)						●	

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定および継続の件

1.提案理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）を対象に業績達成度等に応じて当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の給付を行う業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を2022年6月24日開催の第158期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、導入しております。

本議案は、本制度の一部を改定したうえで継続することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記3.の枠内において当社取締役会に一任いただきたく存じます。

なお、本制度の改定は、中期経営計画2026（以下、「本中期経営計画」といいます。）の実現に向けて、取締役に対する本中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付けをより明確にするとともに取締役の報酬と当社業績の間に連動性を持たせ、中長期的な業績および企業価値の向上に対する貢献意欲をさらに高めることを目的としており、株主の皆様と利害を共有することにつながり、相当であると考えております。

また、本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件」が原案どおり、承認可決されますと6名となります。

2.本制度の改定内容

（1）株主総会でご承認済みの取締役の報酬等の額との関係

改定前	改定後
取締役の報酬等の額の <u>内枠</u> とする。	取締役の報酬等の額の <u>別枠</u> とする。
【改定理由】 2016年6月28日開催の第152期定時株主総会および2022年6月24日開催の第158期定時株主総会において取締役の報酬等の額（年額207百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の内枠とすることでご承認いただきましたが、株価の変動が取締役の報酬等の額に与える影響や取締役の員数の増加、役位変更の可能性などを鑑み、業績連動型の株式報酬を取締役の報酬等の額（年額207百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の内枠から別枠にするものであります。	

(2) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

改定前	改定後
対象期間ごとに90百万円 (30百万円に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた金額です。)	対象期間ごとに324百万円 (108百万円に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた金額です。)
【改定理由】 取締役の員数の増加、役位変更の可能性および本中期経営計画の実現に向けて中長期的な企業価値の向上を図るにあたっての株価変動の影響などを鑑み、本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限の見直しを行うものであります。	

(3) 本信託による当社株式の取得株数の上限

改定前	改定後
対象期間ごとに30,000株 (10,000株に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた株数です。)	対象期間ごとに36,000株 (12,000株に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた株数です。)
【改定理由】 取締役の員数の増加、役位変更の可能性などを鑑み、本信託による当社株式の取得株数の上限の見直しを行うものであります。	

(4) 取締役が付与する当社株式の上限

改定前	改定後
対象期間ごとに <u>30,000</u> ポイント (<u>10,000</u> ポイントに、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じたポイントです。)	対象期間ごとに <u>36,000</u> ポイント (<u>12,000</u> ポイントに、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じたポイントです。)
【改定理由】 取締役の員数の増加、役位変更の可能性などを鑑み、1事業年度当たりの取締役に付与する当社株式およびポイントの上限の見直しを行うものであります。	

3.継続後における本制度の報酬等の額および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて、各取締役に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役とします。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する3事業年度毎の期間（以下、「対象期間」といいます。）とし、今回の本制度の対象期間は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する3事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託期間

2022年8月22日から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）。

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の改定および継続をご承認いただくことを条件として、当社は、本対象期間に対応する本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、324 百万円（108 百万円に、本対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた金額です。）を上限とした資金を本信託に拠出いたします（注）。

なお、当社は、本対象期間中、拠出金額の合計が 324 百万円となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、324 百万円（108 百万円に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた金額です。）を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間において取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、324 百万円の範囲内とします。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

また、対象期間ごとに本信託が取得する株式につきましては、36,000株（12,000株に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた株数です。）を上限として取得するものとします。

(7) 取締役が付与する当社株式の算定方法および上限

当社は、株式給付規程に基づき、各取締役に對し、毎年、役位および業績達成度等に応じて算出されたポイントを付与します。

また、対象期間ごとに取締役に付与するポイントにつきましては、36,000ポイント（12,000ポイントに、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じたポイント数です。）を上限とする予定です。

なお、付与されたポイントは、取締役に對する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。

ただし、本総会において本制度の改定および継続をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(8) 取締役に対する当社株式等の給付

原則として、取締役の退任等、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合に
は、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、それまでに付与され
たポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付
に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うた
め、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記（8）により取締役に給付される前の当
社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一
律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信
託に係る信託報酬等に充当されます。

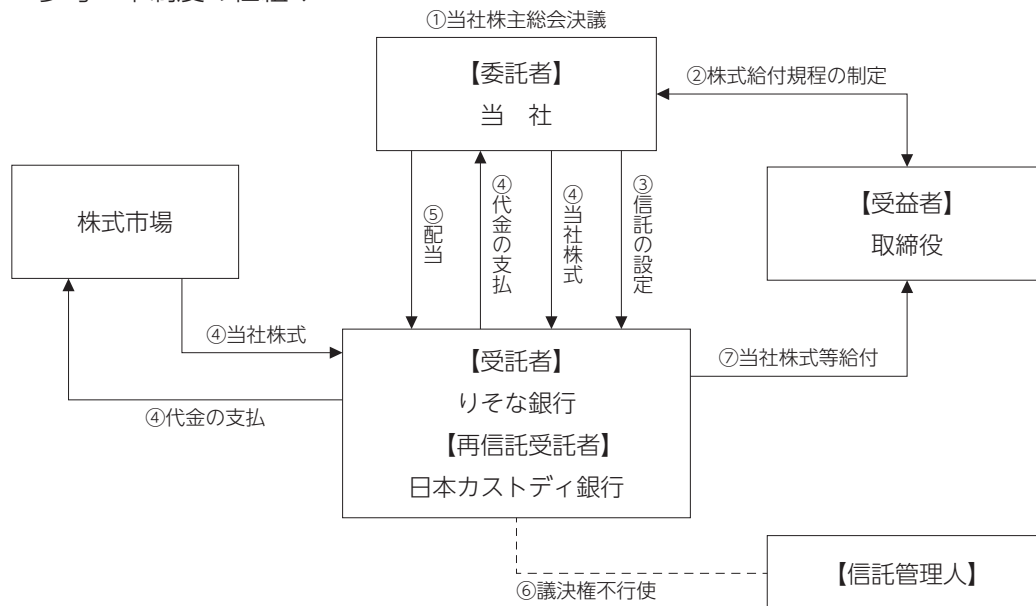
(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が
無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本
信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する
取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締
役と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本
信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の改定および継続に係る取締役の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を改定または制定します。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位および業績達成度等に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、退任時等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用情勢や企業収益が改善する中で、設備投資等の持ち直しがみられ景気は緩やかに回復している一方で、個人消費は、所得の伸びを上回る物価上昇の影響もあり、頭打ちとなっております。

鉄鋼業界においては、国内の粗鋼生産量が減少する中、自動車生産向けの需要は緩やかに回復が見込まれる一方で、建築向けの需要は慢性的な人手不足や資材価格の上昇を理由に低迷しております。また、中国やインドの増産から世界粗鋼生産量は増加傾向にあり、海外市場の鋼材価格の下落が危惧されます。

このような情勢のもと、当社グループといたしましては、市況は弱含みで推移する中、主力の鋼管事業を中心に、製品価格の維持に努めました。また、様々なコストの上昇に対して調達方法や拠点ごとの生産品の見直しを行うことで収益の確保に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は44,556百万円（前年度比4.0%減）、営業利益2,053百万円（前年度比55.6%減）、経常利益2,558百万円（前年度比48.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,691百万円（前年度比44.7%減）となりました。

売上高

445 億 56 百万円

前年度比 ▲4.0%減

営業利益

20 億 53 百万円

前年度比 ▲55.6%減

経常利益

25 億 58 百万円

前年度比 ▲48.3%減

親会社株主に帰属する当期純利益

16 億 91 百万円

前年度比 ▲44.7%減

事業別の概況は、次のとおりであります。

鋼管関連事業



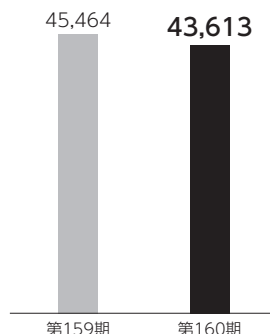
普通鋼製品につきましては、需要の落ち込みに伴う国内鉄鋼メーカーの供給抑制が継続される中、自動車生産など一部の分野では持ち直しがみられたものの、当社が主力としている建築関連の物流倉庫やデータセンターなどにおいては人手不足を起因とする工事着工の遅れや延期などにより、需要は低調に推移しました。

ステンレス鋼製品につきましては、ニッケル国際価格の下落は歯止めがかかったものの、安価な輸入材の入着は止まらず、国内の製品価格は値下がり基調で推移しました。また、ステンレスを必要とする半導体製造装置や建材分野での生産調整は長引き、医療、食品、薬品関連、水処理等公共投資関連の需要も低調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は43,613百万円（前年度比4.1%減）、営業利益は1,449百万円（前年度比65.2%減）となりました。

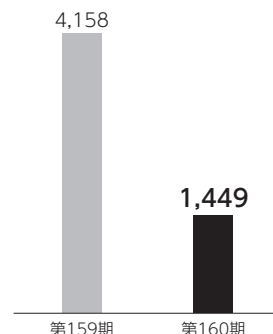
■ 売上高

（単位：百万円）



■ 営業利益

（単位：百万円）



自転車関連事業

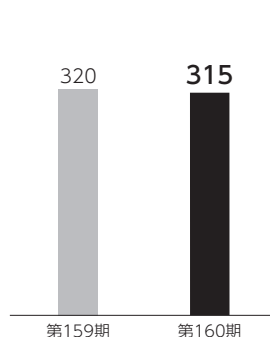


自転車関連につきましては、円安による完成車輸入価格の上昇により、新車への買い替え需要は回復することなく、業界全体に減速感が漂いました。また、市場在庫水準は依然として高く、業者間での受注競争は激化しました。

この結果、当事業の売上高は315百万円（前年度比1.7%減）、営業損失は61百万円（前年同期営業損失51百万円）となりました。

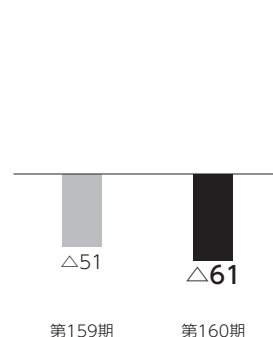
■ 売上高

（単位：百万円）



■ 営業利益

（単位：百万円）

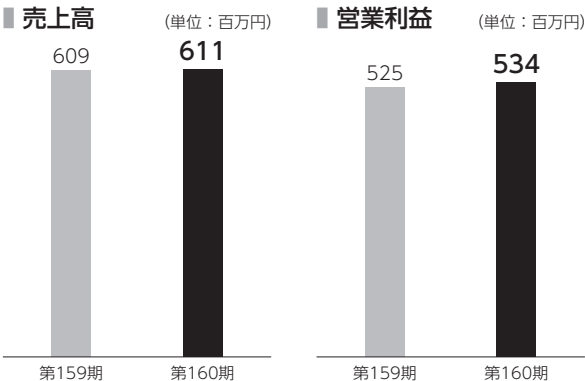


不動産等賃貸事業



不動産等賃貸収入につきましては、東京都大田区の地代収入を中心に、関西工場リム工場跡地の地代収入や東京都江東区の自社ビル「アラヤ清澄白河ビル」の賃貸収入、大阪府茨木市の地代収入などにより、安定した業績をあげております。

この結果、当事業の売上高は611百万円（前年度比0.3%増）、営業利益は534百万円（前年度比1.6%増）となりました。



事業別売上高

区 分	前連結会計年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		当連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)		前 年 度 比	
	金 額 百万円	構成比 %	金 額 百万円	構成比 %	金 額 百万円	増減率 %
鋼 管 関 連 事 業	45,464	97.9	43,613	97.9	△1,850	△4.1
自 転 車 関 連 事 業	320	0.7	315	0.7	△5	△1.7
そ の 他 の 事 業	641	1.4	627	1.4	△14	△2.2
合 計	46,426	100.0	44,556	100.0	△1,870	△4.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は523百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・当社 関西工場 鋼管保全作業場 新設
- ・当社 千葉工場 第一工場改修工事

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

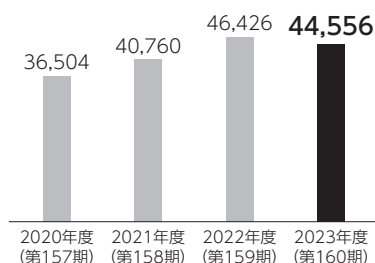
(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	2020年度 第157期	2021年度 第158期	2022年度 第159期	2023年度 (当連結会計年度) 第160期
売 上 高 (百万円)	36,504	40,760	46,426	44,556
経 常 利 益 (百万円)	956	3,781	4,946	2,558
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,284	2,573	3,060	1,691
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	230円65銭	462円17銭	549円86銭	303円94銭
総 資 産 (百万円)	45,572	52,524	54,040	58,187
純 資 産 (百万円)	26,218	28,847	32,220	36,010

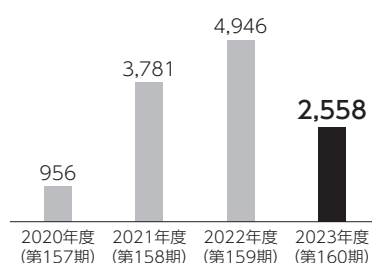
■ 売上高

(単位：百万円)



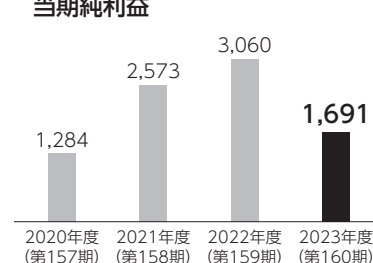
■ 経常利益

(単位：百万円)



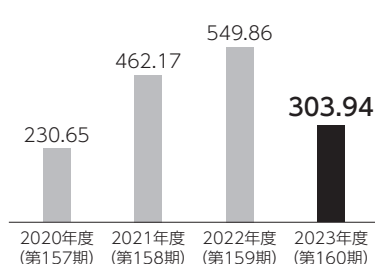
■ 親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)



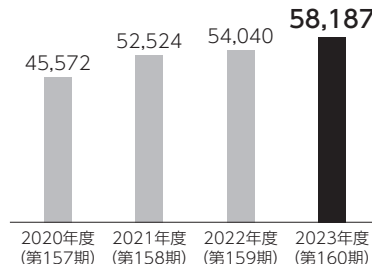
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



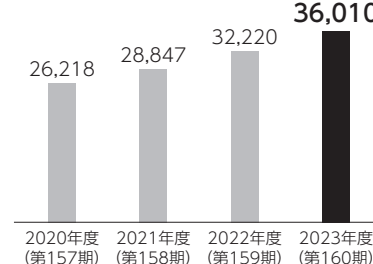
■ 総資産

(単位：百万円)



■ 純資産

(単位：百万円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	2020年度 第157期	2021年度 第158期	2022年度 第159期	2023年度 (当 事 業 年 度) 第160期
売 上 高 (百万円)	19,147	20,289	23,346	21,854
経 常 利 益 (百万円)	1,176	2,146	2,418	1,918
当 期 純 利 益 (百万円)	882	1,513	2,039	1,473
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	158円41銭	271円92銭	366円44銭	264円76銭
総 資 産 (百万円)	30,521	34,836	35,673	39,961
純 資 産 (百万円)	18,534	20,055	22,180	25,085

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、物価上昇や地政学的なリスクの高まり、中国経済の減速など景気の先行きが懸念され、事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増してきております。鉄鋼関連については自動車生産の回復が見込まれる一方で、人手不足は各分野で深刻化しており、特に中小建築分野においては需要の回復には時間を要することが予想されます。

このような中、当社グループにおきましては、グループ間での製販・技術開発の連携を強化し、ステンレス需要の新規開拓に注力してまいります。また、積極的な設備投資を行うことで生産能力を強化し、生産可能品種の拡大やエリア別での拡販活動により収益確保に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

- ① 鋼管関連事業
鋼管、型钢および各種金属製品の製造、加工ならびに販売
- ② 自転車関連事業
 - ・「アラヤ」ブランドの自転車用リム等の製造、加工ならびに販売
 - ・「アラヤ」および「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車の製造、販売
 - ・「ポリゴン」ブランドのスポーツ用自転車の販売

(7) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

- ① 当社の主要な営業所及び工場
本 社 大阪市中央区南船場二丁目12番12号
営 業 所 営業本部（大阪市）
東京営業所・鋼管営業（東京都江東区）
名古屋営業所・鋼管営業（名古屋市）
工 場 関西工場（大阪市）、名古屋工場（名古屋市）、
千葉工場（千葉県酒々井町）、山中工場（石川県加賀市）
- ② 子会社の主要な営業所及び工場
アラヤ特殊金属株式会社
本社（大阪市）、東京支店、名古屋支店、福岡支店、東北営業所（宮城県）、
静岡営業所、広島営業所、四国営業所（香川県）
大栄鋼業株式会社（大阪府岸和田市）
ステンレスパイプ工業株式会社
本社（大阪府堺市）、東京営業所
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア（インドネシア共和国）

(8) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

事業区分	従業員数	前年度比
鋼管関連事業	416名	3名 増
自転車関連事業	7名	1名 減
その他の事業	9名	2名 増
全社（共通）	48名	10名 減
合 計	480名	6名 減

- (注) 1. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できないものです。
2. 従業員数には、再雇用、派遣社員等は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ア ラ ヤ 特 殊 金 属 株 式 会 社	300百万円	100.0%	鋼管及び各種金属製品の販売
大 栄 鋼 業 株 式 会 社	10百万円	100.0%	鋼管製品の製造、加工
ステンレスパイプ工業株式会社	100百万円	51.5%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア	15,000千米ドル	90.0%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売

② 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	1,562 百万円
株式会社北國銀行	1,392
株式会社りそな銀行	890
株式会社みずほ銀行	778

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 16,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 6,045,326 株

(3) 株主数 4,194 名 (単元未満株主数を含む)

(4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
BLACK CLOVER LIMITED	705 千株	12.63 %
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	272	4.88
株式会社北國銀行	258	4.63
株式会社三菱UFJ銀行	258	4.63
一般社団法人ツバメの会	245	4.39
株式会社りそな銀行	209	3.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	195	3.50
阪和興業株式会社	177	3.17
株式会社みずほ銀行	157	2.82
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	113	2.03

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (461,697株) を控除して計算しております。

2. 当社保有の自己株式を除く上位10名を記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分		株式数	交付対象者
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	1,680株	1名
	社外取締役	-	-
取締役 (監査等委員)	-	-	-

- (注) 1. 当社は、業績連動型株式報酬制度を導入しており、制度の概要については、3.(4)「①取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。
2. 社外取締役および監査等委員である取締役は、業績連動型株式報酬制度の対象としておりません。
3. 上記は、2023年6月27日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役に対して交付された株式であります。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 上 智 司	
代表取締役常務	浜 田 哲 洋	管理本部長 兼 管理本部 総務部長
取 締 役	松 尾 政 哉	営業本部 鋼管営業部長
取 締 役	市 川 圭 司	製造本部長 兼 品質管理統括 兼 安全衛生推進部長
取 締 役	金 井 秀 人	営業本部長 兼 営業本部 資材部長 兼 営業本部 輪界営業部長 兼 海外事業部長
取 締 役	山 中 拓 郎	三菱地所リアルエステートサービス株式会社 監査役 三菱地所パークス株式会社 監査役 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社 監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	安 仲 勤	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇一郎	公認会計士 税理士 ザ・パック株式会社 社外取締役 ケイミュー株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 蔵 人	弁護士 弁護士法人色川法律事務所 社員弁護士 学校法人綜芸種智院 監事

- (注) 1. 取締役 山中拓郎、西尾 宇一郎及び鈴木蔵人の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、全員を東京証券取引所が規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 日常的な情報収集及び内部監査部門との連携等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、安仲 勤氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である取締役 西尾 宇一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役 鈴木蔵人氏は、弁護士の資格を有しており、法律面に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2023年6月27日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって、取締役 北村哲也氏は任期満了により退任いたしました。
- また、同日付で金井秀人氏が取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O）契約を締結しております。

保険料は、特約部分を含め会社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役の報酬等の額

①取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めるとともに、当該方針に基づき、取締役会が取締役（監査等委員であるものを除く。）個人別の報酬等の内容を決議しております。また、取締役会は、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針および取締役（監査等委員であるものを除く。）個人別の報酬等の内容の決定に際しては、当該事項を役員報酬委員会に諮問、その答申を尊重し、協議したうえで決議しております。

（決定方針の内容の概要）

・報酬体系

当社の取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、確定額の金銭報酬である「固定報酬」と業績連動型の非金銭報酬である「業績連動報酬」を組み合わせた報酬体系としております。

社外取締役および監査等委員である取締役の報酬等は、確定額の金銭報酬である「固定報酬」のみを支給する報酬体系としております。

・確定額報酬等の額または算定方法

当社は、取締役に対する確定額の金銭報酬として、「年間の金銭報酬」である「固定報酬」を支給しております。

（確定額報酬の額またはその算定方法）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の「固定報酬」の額の算定にあたっては、「取締役報酬等の基本規程」に基づいて、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間水準を総合的に勘案し、株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会が決定しております。

（監査等委員である取締役の確定額報酬の額またはその算定方法）

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員会が「監査等委員会規則」に基づき決定し、取締役会にその内容を報告しております。

- ・業績連動型の非金銭報酬等の額または算定方法

当社は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬として、業績連動型の非金銭報酬である「役員向け株式給付信託」の仕組み（以下、「本制度」という。）を採用しております。

（導入の目的）

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に導入しております。

（業績指標の内容および非金銭報酬等の内容、額および数またはその算定方法）

本制度は、導入の目的を鑑み、中期経営計画と連動するものとし、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して、会社の業績および役位に応じて変動する業績連動ポイント（1ポイントにつき1株）のみで構成しております。本制度に係る業績連動ポイントは、年間10,000ポイントを上限としております。

なお、当該ポイントについては、中期経営計画における各事業年度の「連結営業利益」および「ROE」をKPIとして設定し、それぞれの達成率に応じて0～120%の範囲で変動いたします。

また、株式給付信託における株式報酬の額については、年額30百万円を上限とし、株式報酬額と固定報酬の合算額は、定時株主総会で決議された総額（年額207百万円以内）の範囲内で支給いたします。

個人別のポイントについては、「取締役報酬等の基本規程」に基づいて、「責任の重さ（責任性）」、「会社の業績貢献度」、「固定報酬額とのバランス（適切性）」を総合的に勘案し、決定しております。

- ・報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、確定額の金銭報酬である「固定報酬」と業績連動型の非金銭報酬である「業績連動報酬」の割合がおおよそ9：1となるように支給しております。

- ・報酬等を与える時期、条件の決定に関する方針

確定額の金銭報酬である「固定報酬」については、等分し、毎月同額を「月額報酬」として支給しております。なお、月額報酬の支給日は、従業員の給与の支払日と同日としております。

業績連動型の非金銭報酬である「役員向け株式給付信託」については、「役員向け株式給付信託 株式給付規程」に基づいて、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に業績連動ポイントを付与し、その退任時に付与された業績連動ポイントの数に応じた当社株式等を支給しております。

②取締役および監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬総額は、2016年6月28日開催の第152期定時株主総会において年額207百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は9名です。

また、2022年6月24日開催の第158期定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）に対して同じ年額207百万円の枠内にて株式報酬を支給する「業績連動型株式報酬制度」の導入について決議されております。取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）に対して支給される株式報酬の額の上限は、年額30百万円であります。当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬総額は、2016年6月28日開催の第152期定時株主総会において年額39百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- ・報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

報酬等の内容については、取締役その他の第三者へは委任しておらず、取締役会で決定しております。

- ・委任以外の方法による報酬等の内容の決定方法

取締役報酬等の内容、決定方針および手続きの公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会は、取締役の報酬等に関する事項について、委員の半数を独立社外取締役で構成する役員報酬委員会へ諮問、その答申を尊重し、協議したうえで決定しております。

- ・当事業年度に係る取締役個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、「取締役報酬等の基本規程」「役員報酬委員会規程」「役員向け株式給付信託 給付規程」に基づいて具体的な内容を決定しており、その決定にあたっては役員報酬委員会へ諮問、その答申を尊重し、協議したうえで決定していることから当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型の 非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	116 (3)	116 (3)	-	7名 (1名)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	29 (13)	29 (13)	-	3名 (2名)
合 計	145	145	-	10名

- (注) 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含めておりません。
- 2.上記には、2023年6月27日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名を含めております。
- 3.業績連動型の非金銭報酬は、「①取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。同制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に向けたインセンティブであり、当社において、重要な経営指標として捉えている中期経営計画の「連結営業利益」および「ROE」を目標指標として採用しております。
- なお、当事業年度における「連結営業利益」は、「1. (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであり、ROEは、5.0%であります。
- 4.業績連動型の非金銭報酬等の額は、取締役（社外取締役除く。）に対する株式報酬として当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額であり、当事業年度においては発生しておりません。また、当事業年度における業績連動型株式報酬制度の交付状況は、前記2.会社の株式に関する事項に記載したとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 社外取締役山中拓郎氏は、三菱地所リアルエステートサービス株式会社の監査役および三菱地所パークス株式会社の監査役ならびにジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の監査役であります。

三菱地所リアルエステートサービス株式会社および三菱地所パークス株式会社ならびにジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

- ・ 社外取締役（監査等委員）西尾 宇一郎氏は、ザ・パック株式会社の社外取締役およびケイミュー株式会社の社外監査役であります。

ザ・パック株式会社およびケイミュー株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

- ・ 社外取締役（監査等委員）鈴木蔵人氏は、弁護士法人色川法律事務所の社員弁護士および学校法人綜芸種智院の監事であります。

当社は、弁護士法人色川法律事務所に法律相談を行う等の取引関係があります。

学校法人綜芸種智院と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等における発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	山 中 拓 郎	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会および役員報酬委員会の委員も務めております。 同氏は主に他社の経営経験者としての見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監督機能を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇一郎	当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会19回の全てに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会および役員報酬委員会の委員も務めております。 同氏は主に公認会計士としての専門的見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 蔵 人	当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会19回の全てに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会および役員報酬委員会の委員も務めております。 同氏は主に弁護士としての専門的見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	32百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。
2. ①、②については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、会社法第340条第5項の規定に基づき、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したときまたは監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	33,817	I 流動負債	17,383
現金及び預金	9,417	支払手形及び買掛金	8,228
受取手形	1,549	電子記録債務	2,968
売掛金	6,035	短期借入金	3,548
電子記録債権	6,267	1年内返済予定の長期借入金	1,070
有価証券	185	リース債務	39
商品及び製品	7,503	未払法人税等	31
仕掛品	575	賞与引当金	416
原材料及び貯蔵品	1,767	その他	1,081
その他	545	II 固定負債	4,793
貸倒引当金	△30	長期借入金	1,200
		リース債務	47
		繰延税金負債	2,124
		役員退職慰労引当金	56
II 固定資産	24,370	株式給付引当金	9
(1) 有形固定資産	12,206	環境対策引当金	1
建物及び構築物	5,535	退職給付に係る負債	799
機械装置及び運搬具	1,754	資産除去債務	7
土地	4,599	その他	545
リース資産	55	負債合計	22,177
建設仮勘定	111	純資産の部	
その他	150	I 株主資本	30,090
(2) 無形固定資産	209	(1) 資本金	3,940
ソフトウェア	181	(2) 資本剰余金	4,629
リース資産	22	(3) 利益剰余金	22,215
その他	6	(4) 自己株式	△694
(3) 投資その他の資産	11,953	II その他の包括利益累計額	5,506
投資有価証券	10,756	(1) その他有価証券評価差額金	5,356
繰延税金資産	106	(2) 為替換算調整勘定	△139
退職給付に係る資産	955	(3) 退職給付に係る調整累計額	289
その他	136	III 非支配株主持分	413
貸倒引当金	△0	純資産合計	36,010
資産合計	58,187	負債純資産合計	58,187

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	44,556	
売上原価	36,745	
売上総利益	7,810	
販売費及び一般管理費	5,757	
営業利益	2,053	
営業外収益		
受取利息及び配当金	259	
仕入割引	24	
為替差益	190	
その他	104	579
営業外費用		
支払利息	32	
その他	41	74
経常利益	2,558	
特別利益		
固定資産売却益	0	
有価証券償還益	62	63
特別損失		
固定資産除却損	24	24
税金等調整前当期純利益	2,597	
法人税、住民税及び事業税	633	
法人税等調整額	214	847
当期純利益	1,749	
非支配株主に帰属する当期純利益		57
親会社株主に帰属する当期純利益		1,691

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,940	4,629	21,082	△696	28,955
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△558		△558
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,691		1,691
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		2	2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	1,133	1	1,134
当 期 末 残 高	3,940	4,629	22,215	△694	30,090

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,353	△122	△321	2,909	355	32,220
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△558
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						1,691
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,003	△17	610	2,597	57	2,654
当 期 変 動 額 合 計	2,003	△17	610	2,597	57	3,789
当 期 末 残 高	5,356	△139	289	5,506	413	36,010

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

— 54 —

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		21,854
売 上 原 価		18,549
売 上 総 利 益		3,304
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,365
営 業 利 益		938
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	836	
為 替 差 益	161	
そ の 他	73	1,071
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	38	
そ の 他	34	92
経 常 利 益		1,918
特 別 利 益		
有 価 証 券 償 還 益	62	62
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23	23
税 引 前 当 期 純 利 益		1,957
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	334	
法 人 税 等 調 整 額	150	484
当 期 純 利 益		1,473

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	3,940	4,155	15	4,170	860	238	5,050	5,291	11,440	△696	18,855
当 期 変 動 額											
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△3		3	-		-
剰 余 金 の 配 当								△558	△558		△558
当 期 純 利 益								1,473	1,473		1,473
自 己 株 式 の 取 得										△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			0	0						2	2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	△3	-	918	915	1	916
当 期 末 残 高	3,940	4,155	15	4,171	860	235	5,050	6,209	12,355	△694	19,772

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	3,324	3,324	22,180
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			-
剰 余 金 の 配 当			△558
当 期 純 利 益			1,473
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,988	1,988	1,988
当 期 変 動 額 合 計	1,988	1,988	2,905
当 期 末 残 高	5,313	5,313	25,085

連結計算書類にかかる会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

新家工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 上 田 博 規
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新家工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

新家工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤川 賢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上田 博規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新家工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

新家工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 安 仲 勤 ㊞

監査等委員 西 尾 宇一郎 ㊞

監査等委員 鈴 木 蔵 人 ㊞

- (注) 監査等委員 西尾 宇一郎及び鈴木蔵人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

石川県加賀市小菅波町一丁目130
クロスガーデン加賀 4階ホール
電話 (0761) 73-0001



交通の
ご案内

JR加賀温泉駅下車 徒歩5分

株主総会ご出席株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



電子提供措置の開始日 2024年6月1日

第160期 定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結注記表

計算書類

個別注記表

新家工業株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を株主様に一律でご送付しております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社および関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」とする。）の取締役、使用人が法令・定款および社内諸規程を遵守するとともにコンプライアンス活動の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定・運用する。
 - ・コンプライアンスに関連する社内諸規程の改定・教育プログラムの策定等を協議・決定するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
 - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部監査室および弁護士事務所を窓口とする内部通報体制を構築・運用し、組織的または個人的な法令違反行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部通報を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いを行わない。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・職務執行に係る情報は文書により記録・保存する。
 - ・文書の保存期間およびその他の管理体制については「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を体系的に定める「リスク管理基本規程」を制定・運用する。
 - ・全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスク管理委員会を設置する。
 - ・緊急事態の発生に際し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的とした「緊急事態対応規程」を制定・運用する。
 - ・「内部情報等の管理に関する規程」に基づき、総務部を主幹としたインサイダー取引防止体制を構築・運用し、インサイダー取引の発生を未然に防止する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は法令・定款・「取締役会規則」に基づき、原則として月一回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事情の決議・報告を行う。
 - ・各部門を担当する取締役は実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定するとともに、月次・四半期業績に対する業績管理を行う。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループの経営効率の向上を図り、グループとしての発展を遂げるため、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務の円滑化および管理の適正化を図る。
 - ・関係会社ごとに、担当取締役を任命し、数値目標、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について、必要に応じて適宜取締役会に報告させる。
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、担当取締役に報告を行う体制を構築・運用する。
 - ・関係会社の事業運営やリスク管理体制等については、担当取締役が総合的に助言・指導を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指揮・命令できる。
 - ・「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人が当該職務の執行に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮・命令からの独立性を確保する体制および監査等委員会からの指揮・命令の実効性を確保するための体制を構築・運用する。
- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する情報・内部通報に関する事項等について速やかに報告する。
 - ・「監査等委員会監査等基準」、「関係会社管理規程」に基づき、各関係会社の担当取締役が当該会社から報告を受けた業務上重要な事項につき、監査等委員会に報告する体制を構築・運用する。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席する。
 - ・監査等委員である取締役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人に対して報告を求めることができる。
 - ・監査等委員会は、必要に応じ、外部専門家を利用することができ、その費用は当社が負担するものとする。
 - ・監査等委員会は、定期的に当社の会計監査人である監査法人と監査業務について緊密な情報交換を行うなど連携を図る。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社の経営理念を企業行動憲章として定めた「グループ企業行動規範」に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループ全体で排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ・ 必要に応じて、社内規程の改定を行い、適宜周知・教育を行うことにより、当社グループにおけるコンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ・ 取締役の職務の執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制として、取締役会を原則として毎月1回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事項については、監査等委員である社外取締役を含めた取締役会において十分審議したうえで決議しております。
- ・ 当社グループの事業の報告については、定期的に当社取締役会で報告を行い、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適宜関係部門へ指示を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、株式の大量買付け行為等がなされた場合でも、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

また、当社取締役会は、大量買付者による大量買付け行為がなされた場合にこれを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

一方で、大量買付け行為の中には、株主の皆様が適切に判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合や、その目的などからみて、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合も想定されます。

そのため当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付け行為が行われる場合には、株主の皆様が適切な判断を行うために、当社取締役会の意見等を開示するとともに必要な情報や時間を確保することに努め、必要に応じて、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上のための取組み

当社は、中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、中期経営計画を策定し、経営課題への対応に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス強化のための取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の運用を図るとともに経営の客観性、適時性、透明性を高めてまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、中長期的な企業価値および株主共同の利益の確保、向上に取り組むとともに、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付け行為が行われる場合には、株主の皆様が適切な判断を行うために、当社取締役会の意見等を開示するとともに必要な情報や時間を確保することに努め、必要に応じて、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

④ ②及び③の取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由について

上記の取組みは、基本方針の実現のため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために取り組むものであります。

このため、当社取締役会は、上記の取組みが基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位を維持するものではないと判断しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

アラヤ特殊金属株式会社

大栄鋼業株式会社

ステンレスパイプ工業株式会社

P T. アラヤ スチール チューブ インドネシア

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社アトラス a r k 株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

P T.アラヤ スチール チューブ インドネシア 決算日：12月31日

上記の連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法により評価しております。

② デリバティブ

時価法により評価しております。

③ 棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社において、役員の退任時に支給される退職金の支払に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付信託による当社株式の交付に備えるため、「役員向け株式給付信託 株式給付規程」に基づき、当社取締役役に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 … 為替予約

ヘッジ対象 … 製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引

ウ. ヘッジ方針

取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

③ 収益及び費用の計上基準

ア. 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

量産汎用製品である鋼管の見込み生産及び販売を行っており、顧客からの個々の発注に応じて、鋼管製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。

イ. 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

顧客は主に国内の企業であることから、製品の出荷時から顧客による検収時までの期間は通常の期間であるため、製品の出荷時点で収益を認識しております。

(追加情報)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度

1. 取引の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額の金銭を、本信託を通じて、各取締役に給付する株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

2. 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度 28 百万円、20,000 株、当連結会計年度 26 百万円、18,400 株であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	連結貸借対照表 金額（百万円）	当社およびアラヤ特殊金属(株) 合計金額（百万円）
商品及び製品	7,503	7,158
仕掛品	575	255
原材料及び貯蔵品	1,767	1,537
計	9,846	8,952

(注) 連結総資産額は 58,187 百万円であり、当社及びアラヤ特殊金属(株)の合計額は 15.4 % を占めています。また鋼管関連事業における当社及びアラヤ特殊金属(株)の合計額は 8,655 百万円であり、総資産の 14.9 % を占めています。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結会計年度末における正味売却価額の算定に際しては、合理的に算定された価額として、期末前後での販売実績に基づく価額を用いております。棚卸資産の評価は、算定の基礎となる鋼管市場の相場変動による影響を受けるため不確実性を伴うことから、翌連結会計年度の棚卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,543百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券償還益
公社債が満期となり、償還した際に発生した差額益であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	6,045,326	-	-	6,045,326

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2023年 6 月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	558百万円	100円	2023年 3 月31日	2023年 6 月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものの次とおり決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2024年 6 月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	865百万円	155円	2024年 3 月31日	2024年 6 月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によっています。

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、当社では与信限度額検討会議等の決定に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を定期的に把握しております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注1)を参照してください)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務及び短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,916	10,916	-
(2) 長期借入金	(2,270)	(2,267)	△3

(※) 負債に計上されているものについては()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	26

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年内	1 年超 5 年内	5 年超 10 年内	10 年超
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	200	100	-	200
合 計	200	100	-	200

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券				
株式	9,642	-	-	9,642
社債	-	868	-	868
その他	-	404	-	404

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	-	(2,267)	-	(2,267)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、社債及びその他は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都、大阪府及びその他の地域において、賃貸用の土地、建物及び倉庫等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
493	12,991

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額（指標等を用いて調整をおこなったものを含む）、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて調整した金額によっております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	鋼管関連	自転車関連	不動産等賃貸	計		
商品及び製品の販売	43,155	315	-	43,471	15	43,486
役務の提供 (注) 1	412	-	-	412	-	412
顧客との契約から生じる収益	43,568	315	-	43,883	15	43,898
その他の収益 (注) 2	45	-	611	657	-	657
外部顧客への売上高	43,613	315	611	44,540	15	44,556

(注) 1. 役務の提供は、受託加工取引及び代理人取引による収入であります。

2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産等賃貸収入であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,396 円 34 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 303 円 94 銭 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 株式給付引当金

「役員向け株式給付信託 株式給付規程」に基づく当社取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているP C B廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

量産汎用製品である鋼管の見込み生産及び販売を行っており、顧客からの個々の発注に応じて、鋼管製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

顧客は主に国内の企業であることから、製品の出荷時から顧客による検収時までの期間は通常の期間であるため、製品の出荷時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 … 為替予約

ヘッジ対象 … 製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(追加情報)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度

1. 取引の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額の金銭を、本信託を通じて、各取締役に給付する株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

2. 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前事業年度 28 百万円、20,000 株、当事業年度 26 百万円、18,400 株であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目 名	金額 (百万円)
商品及び製品	3,548
仕掛品	255
原材料及び貯蔵品	1,537
計	5,342

(注) 総資産額は 39,961 百万円であり、13.4 % を占めています。また鋼管関連事業における当社の合計額は 5,044 百万円であり、総資産の 12.6 % を占めています。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法において算定しており、事業年度末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。正味売却価額の算定に際しては、合理的に算定された価額として、期末前後での販売実績に基づく価額を用いております。棚卸資産の評価は、算定の基礎となる鋼管市場の相場変動による影響を受けるため不確実性を伴うことから、翌事業年度の棚卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	15,339百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債権	3,455百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,691百万円
関係会社に対する短期金銭債務	168百万円
関係会社に対する長期金銭債務	3百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高	営 業 取 引	
	売 上 高	6,257百万円
	仕 入 高	1,646百万円
	そ の 他	1百万円
	営業取引以外の取引高	587百万円

3. 有価証券償還益

公社債が満期となり、償還した際に発生した差額益であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	480,307	1,390	1,600	480,097

(注) 増加株式数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加 290 株及び譲渡制限付株式の無償取得による増加 1,100 株であります。また、「役員向け株式給付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式 18,400 株を上記自己株式に含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	392百万円
賞与引当金	79百万円
貸倒引当金	34百万円
環境対策引当金	0百万円
投資有価証券評価損	39百万円
棚卸資産評価損	68百万円
賞与引当金分社会保険料計上額	13百万円
未払事業税	10百万円
株式給付信託引当金	3百万円
固定資産償却超過額	2百万円
減損損失	30百万円
関係会社株式評価損	386百万円
その他	23百万円
繰延税金資産小計	1,085百万円
評価性引当額	△489百万円
繰延税金資産合計	595百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,284百万円
固定資産圧縮積立金	△109百万円
前払年金費用	△198百万円
その他	△8百万円
繰延税金負債合計	△2,600百万円
繰延税金資産の純額	△2,005百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科目	期末残高 (注 2)
子会社	アラヤ特殊金属 株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売 原材料等の購入 役員の兼任	当社製品の売上 (注 1) 原材料等の仕入 配当金の受取	6,139百万円 382百万円 517百万円	売掛金 買掛金	3,352百万円 52百万円
子会社	P.T. アラヤ スチール チューブインドネシア	所有 直接90%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取	57百万円	長期貸付金 (注 3)	1,671百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引条件については、一般取引先と同様の取引を勘案して決定しております。

(注 2) 取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めております。

(注 3) 記載金額のうち、長期貸付金に対する貸倒引当金を 100 百万円計上しております。また、当事業年度において長期貸付金に対する貸倒引当金繰入額を 38 百万円計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 4,507 円 53 銭
- 1 株当たり当期純利益 264 円 76 銭